

## 「松本市子ども・若者農業体験支援事業」補助金の基準

## 1 事業概要

多くの子ども・若者（保育園及び幼稚園児、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒、大学等学生）に、地域の食や農業に興味や関心を持ってもらえるよう、地元農業生産者等が自ら企画し実施する農業体験又は加工体験等の事業に対し補助するもの

## 2 事業内容

## (1) 事業主体

- ア 市内の農業者（主たる収入が自身の農業収入である者）
- イ 農業団体
- ウ 農業者を構成員とする農産物の生産又は加工を行う団体
- エ 市内に本支社を置く、地元産農産物を原料に食品製造を行う法人等

## (2) 対象事業

地元産の農産物に触れる農業体験又は加工体験等

- ア 農業体験  
学校内外の実際の農業生産現場における農作業体験
- イ 加工体験  
学校内外で行う加工体験

## (3) 交付条件

## ア 体験実施回数

同一の対象者に農業体験は通算3回以上、加工体験は通算2回以上実施すること。

※ 農産物の生産過程や特徴等を記載したビデオやパンフレット等を作成し、関係者の講話等を交えて、食や農業への理解を促す活動も通算対象とします。ただし、見学、聴講、農産物・映像・紙媒体の展示・視聴・配付等体験を伴わない活動のみで通算回数を満たしても対象外です。

## イ アンケートの実施

体験終了後対象者等に対し成果を客観的に確認するためのアンケートを実施すること。

## 3 補助率

1/2以内（上限300千円）

※補助対象経費＝事業に要する経費－事業収入額

#### 4 事業に要する経費

| 項 目                       | 対象となるもの   | 対象とならないもの  |
|---------------------------|---|--|
| 使用料<br>賃借料                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業体験ほ場の土地賃借料</li> <li>・ 体験会場等使用料</li> <li>・ 施設賃借料</li> <li>・ その他活動に必要な使用料、賃借料</li> </ul> <p>（上記経費は、体験で使用した日又は期間のみ対象。年間賃借の場合は按分（土地については肥培管理期間含む））</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農機具等賃借料</li> </ul>  |
| 賃金<br>謝金<br>作業料           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師、補助員の賃金・謝礼</li> <li>・ 農業機械作業料</li> <li>・ 体験ほ場の肥培管理に必要な労賃</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験前後の打合せ、会議における賃金、謝礼等</li> </ul>  |
| 資材費<br>消耗品費<br>印刷製本費      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験ほ場の肥培管理に必要な生産資材費（肥料・農薬等）</li> <li>・ 体験学習実施時に必要な消耗品費（軍手、農具等）</li> <li>・ パンフレット、ポスター、ビデオ製作費</li> </ul>   |  |
| 材料費                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動（農業体験、加工体験等）に係る材料費（苗代、農産物等）</li> <li>・ サンプルとして使用する農産物等</li> </ul> <p>例）生産過程の理解を促す活動に使用する見本として展示する野菜</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食提供食材※</li> <li>・ 打合せ、会議に使用する調理・加工材料費</li> <li>・ 体験で生産した農産物・加工品買い取り費用</li> </ul> |
| 機械<br>備品購入費<br>施設費<br>燃料費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械燃料費（機械油等）</li> <li>・ 生産資材運搬に要する燃料費</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械・備品購入費</li> <li>・ 施設整備費（それに伴う消耗品費、資材費）</li> <li>・ 作業管理等移動に要する燃料費</li> </ul>     |
| 食糧費                       | <p>食糧費は全て対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業、会議等における湯茶・茶菓子代</li> <li>・ 講師等への手土産代</li> <li>・ その他、調理・加工をせず消耗する食糧代</li> <li>・ 試食品として提供する経費</li> </ul>                            |  |

**【注意点】**

- 事業に要する経費は、当該事業に要した経費であることが明確である経費に限ります。
- 賃金・謝礼単価、労務費・賃金、講師謝礼等については単価根拠を明確にしてください。（可能な限り資料を添付）
- 上記に記載がない費用が発生した場合は別途協議のうえ決定します。
- 作業内容や作業従事者が確認できる写真を、作業ごとに撮影してください。
- 体験事業で生産した農産物、加工品は原則全量を子ども達に無償提供してください。

※学校給食への食材提供は、給食センターへ斡旋することができます。